



年 発 0 4 1 8 第 1 号  
平 成 2 9 年 4 月 1 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚 生 労 働 省 年 金 局 長  
（ 公 印 省 略 ）

### 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号。以下「平成28年改正法」という。）の一部、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第15号。以下「平成29年改正政令」という。）及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第28号）が平成30年1月1日より施行されることとなっている。

これについて、主な改正事項及び留意事項を以下のとおり整理したので、御了知いただくとともに、その実施に当たっては、周知徹底を図り、遺憾のないよう取り扱われたい。

### 記

#### 第1 確定拠出年金関係

##### 一 企業型年金の掛金拠出関係

- 1 企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）における事業主掛金について、事業主は、年1回以上、定期的に掛金を拠出することとされたこと。企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする事と改正されたとともに、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することもできるものとする事と改正されたこと。（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」

という。)第19条第1項、確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号。以下「令」という。)第10条の2関係)

- 2 企業型年金規約において定める事項として、従前から事業主掛金の額の算定方法が定められていたが、1のとおり企業型掛金拠出単位期間を区分して当該区分した期間ごとに拠出する場合にあっては、当該区分した期間に関する事項も併せて規約に定める等、事業主掛金のその他拠出に関する事項が追加されたこと。(法第3条第3項第7号関係)
- 3 企業型年金における企業型年金加入者掛金について、企業型年金加入者は、企業型年金規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に自ら掛金を拠出することができるものとするのと改正されたとともに、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、企業型掛金拠出単位期間を単位として拠出することができるが、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することもできるものとするのと改正されたこと。(法第19条第3項、令第10条の3並びに確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号。以下「規則」という。)第15条第1項第4号、第21条第1項第5号及び第70条第3項第1号関係)
- 4 企業型年金加入者掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであることと改正されたこと。企業型年金加入者掛金の額の変更の例外として、企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合が追加されたこと。(令第6条第5号及び規則第4条の2第5号関係)
- 5 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法については、従前より事業主によって不当に制約されるものでないこととされてきたが、3のとおり企業型掛金拠出単位期間を区分して当該区分した期間ごとに拠出する場合の当該区分した期間について等、企業型年金加入者掛金のその他拠出に関する事項も事業主によって不当に制約されるものでないこととされたこと。(令第6条第6号関係)
- 6 その他所要の改正が行われたこと。(法第3条第3項第7号の2並びに規則第15条第1項第4号、第21条第1項第5号及び第70条第3項第1号関係)

## 二 企業型年金加入者の拠出限度額関係

- 1 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に係る拠出限度額は、企業型年金加入者期間(他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。)の計算の基礎となる期間の各月の末日における企業型年金加入者の区分に応じて定める額を合計した額とすることとされたこと。(法第20条及び令第11条関係)
- 2 企業型掛金拠出単位期間を区分した期間(以下2において「拠出区分期間」という。)ごとに事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合(12月から翌年11月までの12月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。)におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における企業型年金加入者の区分に応じて定める額を合計した額から、その拠出に

係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならないとされたこと。(令第 11 条の 2 関係)

### 三 企業型年金の掛金納付関係

- 1 事業主は、事業主掛金を企業型年金規約で定める日（以下 4 までにおいて「納付期限日」という。）までに資産管理機関に納付するものとするものと改正されたこと。納付期限日は、企業型掛金拠出単位期間（企業型掛金拠出単位期間を区分した期間を定めた場合にあつては、当該区分した期間）の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とされたこと。(法第 21 条第 1 項及び令第 6 条第 7 号関係)
- 2 企業型年金規約に定める事項として、事業主掛金の納付に関する事項が追加され、企業型年金規約の承認基準に関する要件として、事業主掛金について、前納及び追納することができないものであることが追加されたこと。(令第 3 条第 3 号及び第 6 条第 3 号関係)
- 3 上記 1 の要件に従って定められた納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難であると認められる場合は、当該要件にかかわらず、当該事業主掛金に係る納付期限日については、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができることとされたこと。当該納付することが困難であると認められる場合は、納付期限日までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とされ、延長される納付期限日については、当該理由のやんだ日から 2 月以内において厚生労働大臣が定める日までの日とすることとされたこと。(令第 11 条の 3 第 1 項並びに規則第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係)
- 4 事業主は、事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならないとされたこと。(規則第 16 条の 3 第 1 項関係)
- 5 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金を企業型年金規約で定める日（以下四までにおいて「納付期限日」という。）までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとするものと改正されたこと。納付期限日は、企業型掛金拠出単位期間（企業型掛金拠出単位期間を区分した期間を定めた場合にあつては、当該区分した期間）の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とされたこと。(法第 21 条の 2 第 1 項及び令第 6 条第 8 号関係)
- 6 企業型年金規約に定める事項として、企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、企業型年金加入者掛金の納付に関する事項が追加されたこと。(令第 3 条第 4 号関係)
- 7 上記 5 の要件に従って定められた納付期限日までに企業型年金加入者掛金を納付することが困難であると認められる場合は、当該要件にかかわらず、当該企業型年金加入者掛金に係る納付期限日については、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができることとされたこと。当該納付することが困難であると認めら

れる場合は、納付期限日までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とされ、延長される納付期限日については、当該理由のやんだ日から2月以内において厚生労働大臣が定める日までの日とすることとされたこと。(令第11条の3第2項並びに規則第16条の2第3項及び第4項関係)

- 8 事業主は、企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に通知しなければならないとされたこと。(規則第16条の3第2項関係)

#### 四 企業型年金加入者掛金の源泉控除関係

- 1 企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることを定める場合にあっては、その控除は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月(企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの当該企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又はその翌月)の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除するものであることとされたこと。(法第21条の3第1項及び令第6条第9号関係)
- 2 企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、企業型年金加入者掛金の給与からの控除は、上記1にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除することができることとされたこと。(令第11条の3第3項関係)

#### 五 企業型年金規約の閲覧関係

2以上の事業主が1の企業型年金を実施する場合における企業型年金規約の閲覧については、当該閲覧の求めをした第一号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該企業型年金規約の全部又は一部(当該事業主に係る部分に限る。)を閲覧させることができるものとする事とされたこと。(規則第4条の3第2項関係)

#### 六 個人型年金の掛金拠出等関係

- 1 個人型確定拠出年金における個人型年金加入者掛金について、個人型年金加入者は、年1回以上、定期的に掛金を拠出することとされたこと。個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第89条第1項(第1号又は第3号に係る部分に限る。))又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。七の1において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。)につき、12月から翌年11月までの12月間(個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出するものとする事と改正されたとともに、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することもできるものとする事と改正されたこと。(法第68条第1項及び令第35条関係)
- 2 個人型年金規約において定める事項として、従前から個人型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていたが、1のとおり個人型掛金拠出単位期間を区分して当該区分した期間ごとに拠出する場合にあっては、当該区分した期間に関

する事項も併せて規約に定める等、個人型年金加入者掛金のその他拠出に関する事項が追加されたこと。(法第 55 条第 2 項第 4 号関係)

- 3 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者の区分の変更に伴い変更する場合を除き、個人型掛金拠出単位期間につき 1 回に限り変更することができるものであることと改正されたこと。(令 29 条第 3 号関係)
- 4 上記 1 に伴い、個人型年金加入者掛金の納付及び個人型年金加入者掛金の源泉控除について所要の改正が行われたこと。(法第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項並びに規則第 39 条第 1 項第 2 号、第 48 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 1 号ホ、第 56 条第 1 項第 4 号及び第 70 条第 3 項第 2 号関係)

#### 七 個人型年金加入者の拠出限度額関係

- 1 個人型年金加入者に係る拠出限度額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における個人型年金加入者の区分に応じて定める額を合計した額とすることとされたこと。当該個人型年金加入者の区分に応じて定める額について、個人型年金加入者が第 1 号加入者であって、国民年金保険料納付月以外の月にあつては、0 円とすることとされたこと。(法第 69 条及び令第 36 条関係)
- 2 個人型掛金拠出単位期間を区分した期間（以下 2 において「拠出区分期間」という。）ごとに個人型年金加入者掛金を拠出する場合（12 月から翌年 11 月までの 12 月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）における個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12 月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における個人型年金加入者の区分に応じて定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならないとされたこと。(令第 36 条の 2 関係)

#### 八 企業型年金の業務報告書関係

企業型年金に係る業務報告書の項目として、企業型年金の資格喪失者数や、資格喪失後 6 ヶ月経過したことにより国民年金基金連合会に自動的に資産が移換された者の数、退職者に対する個人別管理資産の移換に関する説明状況等が追加されたこと。(規則様式第 7 号関係)

#### 九 経過措置関係

- 1 施行の日の属する月の前月以前の月分の事業主掛金、企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金の納付及び給与からの控除については、なお従前の例によることとされたこと。(平成 28 年改正法附則第 4 条関係)
- 2 施行の日の前日において企業型年金加入者である者に係る企業型年金加入者掛金の額の施行の日における変更については、当該企業型年金加入者掛金の拠出の方法の変更を伴う場合に限り、令第 6 条第 5 号の規定は適用しないものとされたこと。(平成 29 年改正政令附則第 2 条第 1 項関係)
- 3 施行の日の前日において個人型年金加入者である者に係る個人型年金加入者掛金の額の施行の日における変更については、当該個人型年金加入者掛金の拠出の方法の変更を伴う場合に限り、令第 29 条第 3 号の規定は適用しないものとされたこと。

(平成29年改正政令附則第2条第2項関係)

十 その他所要の改正が行われたこと。(規則第5条第8号及び第9号関係)

## 第2 存続厚生年金基金関係

一 存続厚生年金基金に係る企業型年金加入者の拠出限度額は第1の二のとおりとされ、その他所要の読替えが行われたこと。(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第74号。以下この第2において「平成26年経過措置政令」という。)第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第73号)第3条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第11条及び平成26年経過措置政令第3条第7項関係)

二 その他所要の改正が行われたこと。(平成26年経過措置政令第77条関係)